

## 【会員規約】

### 第1条（定義）

本規約に定める条項は、「Routine Fitness24」（以下、「本クラブ」といいます。）の店舗に適用され本クラブ所定の手続きを行い、本クラブから入会を認められ会員資格を取得された方を本クラブの「会員」とします。

### 第2条（会員制度）

- 1 本クラブは会員制とします。
- 2 会員の契約期間は、会員が本クラブ所定の退会手続き完了または会員資格停止及び除名がなされるまで自動更新とします。
- 3 未成年者が入会を希望する場合は、本クラブ所定の入会同意書に本人とその親権者が連帯して負うものとします。
- 4 会員は本会員規約、施設内諸規約、その他本クラブが定める規則をすべて遵守しなければなりません。

### 第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることができません。また入会手続き後に入会資格外であると判断した場合、本クラブはその方の会員資格を取り消すことができるものとします。

- 1 本会員規約および本クラブの諸規則を遵守できない者
- 2 本申し込みを行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- 3 暴力団、暴力団員、テログループ、その他これに準ずるものなど反社会的勢力である者
- 4 刺青、タトゥー等をしている方で、完全に隠して施設利用ができない者
- 5 薬物を使用している者
- 6 医師等により、運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられている者（本クラブが必要と判断した場合、医師による診断書の提出をお願いする場合がございます。）
- 7 伝染病、その他、他人に感染する恐れのある疾患を有している者
- 8 過去に本クラブで会員喪失により退会された事がある者
- 9 16歳未満である者
- 10 所属する学校または団体においてフィットネスクラブの入会が禁じられている者
- 11 未成年者で本クラブの利用に関して親権者の同意が得られない者
- 12 その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

### 第4条（会費）

1. 会員は本クラブが認めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。
- 2 会費は前払いとなります。会費の決済は毎月26日になります。
- 3 会費は施設利用の有無に関わらず、在籍する限りは指定の会費を支払わなければなりません。
- 4 一旦納入した諸会費、諸料金は理由の如何に関わらず返金致しません。



- 18 施設内で刺青、タトゥーなどを見せる行為
- 19 本クラブが会員として相応しくないと認める行為、本クラブの秩序を乱す行為

#### 第7条 (パーソナルプランについて)

- 1 パーソナルプラン+24時間ジム利用プランについて、セッション (マンツーマントレーニング) は必ずその月内での消化をお願いしております。ご契約回数を消化できず余ったセッションの繰り越しはいたしかねます。
- 2 パーソナルプラン (ビジター利用) について、セッション (マンツーマントレーニング) は回数券になりますので月内での消化ができない場合でも繰り越し利用ができません。  
ただし有効期限は購入日から6カ月間と致します。

#### 第8条 (会員種別 (コース) の変更)

- 1 会員本人の都合による会員種別の変更を本クラブが認めた場合、所定の書面により手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。
- 2 会員種別の変更、月額オプションの変更は利用開始もしくは停止希望月の前月10日迄 (10日が休業日の場合はその前営業日迄) に来店し、所定の手続きを完了する事により、その翌月から変更する事ができます。10日を過ぎた場合は翌々月からの変更となります。

#### 第9条 (退会)

1. 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の10日迄に来店し、所定の手続きを完了する事により、その月末で退会する事ができます。また10日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会になります。
2. 会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全部支払わなければなりません。
3. 諸会費・諸料金の未納がある場合は完納するまで退会手続きを行うことができません。
4. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。
5. 会員は退会した時には、直ちに会員証を返却しなければなりません。
6. キャンペーンを適用しての入会は6カ月継続が条件です。  
万が一6カ月未満で退会される場合。下記の通り対応させていただきます。  
※実際に利用した期間の通常料金との差額のみを請求。(残存期間分の料金は請求しない)  
例：キャンペーンフルタイム月4400円2ヶ月で解約→通常フルタイム6600円ーキャンペーンフルタイム4400円=2200円×利用期間2ヶ月=解約時に4400円を請求
7. 如何なる場合でも3カ月間は退会することができません。

#### 第10条 (届出等)

- 1 会員は入会手続き時の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届出するものとします。

- 2 本クラブの会員への諸通知などは、会員から届け出があった最新の連絡先宛に行うものとし第1項の届け出を怠ったため、本クラブからなされた諸通知等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

#### **第11条（退会処分）**

以下の事由が生じた場合、本クラブは会員に対し退会処分をすることができる。

- 1 本規約及び本クラブの諸規則を遵守しない場合。
- 2 会員が自己都合により会費または諸料金を6カ月間以上滞納した場合。  
また、滞納分については全額本クラブが指定した方法で支払わなければなりません。
- 3 本クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、前納分または既存分の会費等があってもこれを返還する事は致しません。
- 4 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく本クラブへの入会は出来ません。

#### **第12条（資格喪失）**

- 1 退会・除名した場合。
- 2 死亡した場合。
- 3 本クラブを閉業した場合。

#### **第13条（施設の一時的休業及び一時的閉鎖）**

本クラブは次の各号のいずれかに該当する場合、諸施設全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め決定している場合は、原則として1カ月前までに会員全員に対しその旨を告知するものとします。この場合、当店閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法定の定める場合、または本クラブが認める場合を除き、会員の会費支払い義務の軽減や免除はありません。

- 1 定期休業による場合。
- 2 本クラブが特別行事を開催する場合。
- 3 施設の増改築、修繕または点検によりやむをえない場合。
- 4 気象災害、その他外的要因により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 5 その他、法令等に基づく関係省庁からの指導による場合など、重大な事由によりやむを得ないと本クラブが判断した場合。
- 6 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

#### **第14条（個人情報の取扱い）**

当社は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### **第15条（クラブの閉鎖）**

- 1 気象、災害により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断した時。
- 2 経営上、営業の継続が困難と判断した時。

#### **第16条（会員以外の施設利用）**

- 1 本クラブの入会を検討している方、その他本クラブが認めた方（以下ビジターと言います）に本クラブ諸施設を利用させることができる。

- 2 体験利用は何度でも利用できます。
- 3 ビジターについても施設・サービス利用の為資格確認、運用や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。
- 4 ビジターに関しても本規約が適用されます。
- 5 利用する前に本クラブから書面による承諾を得ること。

#### **第17条（営業日及び営業時間）**

- 1 休業日及び営業日は別に定めます。ただし、気象災害の理由により、事前告知なく変更する場合があります。
- 2 本クラブは、各施設の休業日または営業時間を変更する事ができます。

#### **第18条（告知方法）**

- 1 本規約及び本クラブの諸事情に関する通知または予告は、施設内への掲示及びホームページに掲載する方法とします。

#### **第19条（賠償責任）**

- 1 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、本クラブはその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連携して賠償責任を負わなければなりません。

#### **第20条（本規約その他諸規則の改定）**

- 1 本クラブは本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の更新日をもってすべての会員に適用されます。

年 月 日

署名